

令和2年5月19日

タイ向け日本産かんきつ類生果実の輸出検疫条件の概要

1 対象植物

うんしゅうみかん、不知火、清見、なつみかん、いよかん、はっさく、せとか及び天草の生果実

2 主な検疫対象病害虫

ミカンバエ、Sweet Orange Scab(SOS)

3 主な検疫条件

(1) 生産地域の指定

生産地域は、3年間以上の発生調査（トラップ調査及び生果実調査）でミカンバエの発生がないことを確認の上、タイ側の視察を受け、指定を受ける。

また、指定生産地域内の生産園地は、日本の植物防疫所が登録する。

※現在の指定生産地域

(静岡県藤枝市、三重県熊野市、御浜町、紀宝町及び福岡県八女市の一部地域)

(2) 登録生産園地でのミカンバエの発生調査

4月1日から10月31日まで、登録生産園地及びその隣接地域において、発生調査でミカンバエの発生がないことを確認する。

(3) 登録選果こん包施設での選果・こん包、消毒処理

日本の植物防疫所が登録した選果こん包施設において、選果・こん包、SOSに対する消毒処理を行う。

(4) 輸出検査の実施

○ 静岡県藤枝市、三重県熊野市、御浜町及び紀宝町の指定生産地域

日本の植物防疫官による病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格した場合、植物検疫証明書が発給される。

なお、少なくとも年に1回は、タイ側の視察を受ける必要がある。

○ 福岡県八女市の指定生産地域

日本及びタイ両国の植物防疫官による病害虫の付着がないことを確認する輸出検査が行われ、合格した場合、植物検疫証明書が発給される。

(5) 輸出可能期間

11月1日から3月31日。